



長野県報

11月27日(月)
令和5年
(2023年)
第461号

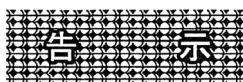
目次

告示

救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定(医療政策課).....	1
児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定(障がい者支援課).....	1
児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の事業廃止の届出(障がい者支援課).....	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定(障がい者支援課).....	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の事業廃止の届出(障がい者支援課).....	3
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(6件)(森林づくり推進課).....	4
解除予定保安林にする旨の通知(森林づくり推進課).....	7
都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧(都市・まちづくり課).....	7
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定(砂防課).....	7
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定の解除(2件)(砂防課).....	8
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課).....	8
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	8
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	9

公告

都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(生活排水課).....	9
-------------------------------	---



長野県告示第597号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりである。

令和5年11月27日

長野県知事 阿部守一

名称	所在地	認定の有効期限
長野県厚生農業協同組合連合会 浅間南麓こもろ医療センター	小諸市相生町3-3-21	令和8年11月30日

医療政策課

長野県告示第598号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

令和5年11月27日

長野県知事 阿部守一

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日	障害児通所支援の種類
株式会社ハッピークローバー	放課後等デイサービスみつば	伊那市西箕輪4765番地1	令和5年8月1日	放課後等デイサービス
合同会社 OHANA	SoRa	上伊那郡辰野町大字伊那富3305-57	令和5年8月1日	放課後等デイサービス
株式会社 L Peace	ふらっふ諏訪	諏訪市沖田1丁目131番地1A. I ビル2階	令和5年10月1日	児童発達支援
株式会社 L Peace	ふらっふ諏訪	諏訪市沖田1丁目131番地1A. I ビル2階	令和5年10月1日	放課後等デイサービス

障がい者支援課

長野県告示第599号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者から当該指定に係る事業を廃止する旨の届出がありました。

令和5年11月27日

長野県知事 阿部守一

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止した年月日	障害児通所支援の種類
株式会社きらっと	かがやきアカデミー須坂中央教室	須坂市須坂馬場町1672-1	令和5年10月1日	児童発達支援
株式会社みらい福祉会	みらいこども飯田上郷飯沼教室	飯田市上郷飯沼3512-22	令和5年10月1日	児童発達支援
株式会社みらい福祉会	みらいこども飯田鼎上山教室	飯田市鼎上山3771-12	令和5年10月1日	児童発達支援
株式会社みらい福祉会	みらいこども南箕輪教室	上伊那郡南箕輪村8987-1	令和5年10月1日	児童発達支援
合同会社めぐみCO	ウィズ・ユ-茅野中沖	茅野市中沖5-12	令和5年10月31日	児童発達支援
合同会社めぐみCO	ウィズ・ユ-茅野中沖	茅野市中沖5-12	令和5年10月31日	放課後等デイサービス

障がい者支援課

長野県告示第600号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

令和5年11月27日

長野県知事 阿部守一

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日	障害福祉サービスの種類
社会福祉法人佐久コスモス福祉会	ワークサポートこすもす	佐久市中込1273-2	令和5年9月1日	就労継続支援B型

社会福祉法人佐久コスモ福祉会	ワークサポートこすも す定着支援センター	佐久市中込1273-2	令和5年9月1日	就労定着支援
有限会社わくわく	わか葉	飯田市松尾寺所7041番地	令和5年8月1日	共生型生活介護
有限会社わくわく	オレンジ	飯田市松尾寺所6984-1	令和5年8月1日	共生型自立訓練(機能訓練)
有限会社わくわく	デイサービスわくわく	飯田市桐林206番地	令和5年8月1日	共生型生活介護
特定非営利活動法人リベルテ	1の人と100の言葉と 1000の時間	上田市中央3丁目3-10	令和5年10月1日	生活介護
特定非営利活動法人リベルテ	1の人と100の言葉と 1000の時間	上田市中央3丁目3-10	令和5年10月1日	就労継続支援B型
株式会社こころ	生活介護事業所はあと ふる	北安曇郡池田町大字会 染7845番地7	令和5年10月1日	生活介護
ワンズ株式会社	ワンズアドバンス2	上田市国分1-3-28 城満ビル2F203	令和5年10月1日	就労継続支援A型
社会福祉法人夢工房福祉会	LINK	須坂市大字高梨343番地 1	令和5年10月1日	就労継続支援B型
特定非営利活動法人ハートケア蒼い風	ハートケア蒼い風共同 生活援助事業所	飯田市今宮町2-59	令和5年8月1日	介護サービス包括型共同 生活援助
社会福祉法人まるこ福祉会	共同生活援助事業所ホ ームとんぼ	上田市中丸子886番地1	令和5年8月10日	日中サービス支援型共同 生活援助
カッサーノ合同会社	フォレスト	伊那市東春近6-5	令和5年8月1日	短期入所(併設型)
社会福祉法人まるこ福祉会	共同生活援助事業所ホ ームとんぼ	上田市中丸子886番地1	令和5年8月10日	短期入所(併設型)
イノベイトサポート株式会社	ヘルパーステーション すずか	諏訪市湖南658-14	令和5年8月1日	居宅介護
イノベイトサポート株式会社	ヘルパーステーション すずか	諏訪市湖南658-14	令和5年8月1日	重度訪問介護
合同会社ヘルパーステーションよつば	合同会社ヘルパーステ ーションよつば	諏訪市湯の脇一丁目14 番6号	令和5年8月1日	居宅介護
社会福祉法人飯綱町社会福祉協議会	飯綱町社会福祉協議会	飯綱町大字倉井2907-1	令和5年8月1日	同行援護
諏訪交通株式会社	諏訪交通福祉事業部	諏訪市四賀武津103-6	令和5年8月1日	居宅介護

障がい者支援課

長野県告示第601号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る事業を廃止する旨の届出がありました。

令和5年11月27日

長野県知事 阿部 守一

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止した年月日	障害福祉サービスの種類
社会福祉法人佐久コスモス福祉会	ワークサポートこすもす石神	佐久市中込1273-2	令和5年8月31日	自立訓練(生活訓練)
有限会社宗明会	訪問介護ステーションみどり	安曇野市堀金烏川1079-1	令和5年9月1日	居宅介護
有限会社宗明会	訪問介護ステーションみどり	安曇野市堀金烏川1079-1	令和5年9月1日	重度訪問介護
特定非営利活動法人野沢温泉の夢を結ぶ会	宅幼老所おら家	下高井郡野沢温泉村大字豊郷4399番地	令和5年10月31日	同行援護
特定非営利活動法人サークル円	サークル円訪問介護事業所	塩尻市広丘高出1892-2	令和5年9月30日	同行援護

障がい者支援課

長野県告示第602号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和5年11月27日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
上田市(次の図に示す部分に限る。)
 - 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第603号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和5年11月27日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
茅野市(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び茅野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第604号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和5年11月27日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

茅野市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

茅野市（次の図に示す部分に限る。）

イ 次の森林については、主伐は、択伐による。

茅野市（次の図に示す部分に限る。）

ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び茅野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第605号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和5年11月27日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

塩尻市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

塩尻市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び塩尻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第606号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和5年11月27日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南佐久郡川上村（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び川上村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第607号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和5年11月27日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南佐久郡南相木村（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南相木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第608号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和5年11月27日

長野県知事 阿部 守一

- 解除に係る保安林の所在場所
木曽郡木祖村大字藪原1の29・1の30（以上2筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、1の31・1の32（以上2筆国有林。）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び木祖村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第609号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和5年11月27日

長野県知事 阿部 守一

- 都市計画の種類及び名称
上田都市計画道路 3・4・17号北天神町古吉町線
- 都市計画を定める土地の区域
上田都市計画道路 3・4・17号北天神町古吉町線
令和2年長野県告示第62号の土地の区域のうち、上田市中之条字姥懐並びに上田原字一ノ口、二ノ口、鴨池、大越、屋鋪田、古町、赤口、和合、上坊住、地久、三兵及び地久並びに神畑字宮下、三反田、大田及び新地河原並びに吉田字三丁町の各一部を変更する。
- 縦覧場所
長野県建設部都市・まちづくり課、長野県上田建設事務所、上田市役所

都市・まちづくり課

長野県告示第610号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

令和5年11月27日

長野県知事 阿部 守一

- 土砂災害警戒区域の名称
大堀沢及び榎沢2
- 指定の区域
下高井郡山ノ内町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県北信建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第611号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除します。

令和5年11月27日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

女宮沢

2 指定の区域

千曲市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県千曲建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第612号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定を解除します。

令和5年11月27日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

寒沢2

2 指定の区域

下高井郡山ノ内町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県北信建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第613号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

令和5年11月27日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

大堀沢及び榎沢2

2 指定の区域

下高井郡山ノ内町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県北信建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県長野建設事務所告示第16号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和5年12月14日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和5年11月27日

長野県長野建設事務所長 青木 謙通

1 道路の種類 県道

2 路線名 牟礼永江線

3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
上水内郡飯綱町大字赤塩字曾峯1109番の1地先から 上水内郡飯綱町大字赤塩字毛見1186番の1地先まで	旧	m 5.2～9.8	km 0.5720
同 上	新	8.7～19.3	0.5720

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第17号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

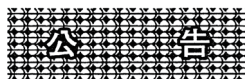
その関係図面は、告示の日から令和5年12月14日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和5年11月27日

長野県長野建設事務所長 青木謙通

- 1 路 線 名 牟礼永江線
- 2 供用を開始する区間
上水内郡飯綱町大字赤塩字曾峯1109番の1地先から
上水内郡飯綱町大字赤塩字毛見1186番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和5年11月29日

道路管理課



公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和5年11月27日

長野県知事 阿部守一

- 1 都市計画の種類及び名称
千曲都市計画下水道事業 千曲市公共下水道
- 2 縦覧場所
長野県環境部生活排水課及び千曲市役所

生活排水課